

お客さま各位

両替機利用手数料の変更および 「両替機専用カードご利用規定」改定のお知らせ

平素より埼玉縣信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

両替機利用手数料につきまして、下記の通り変更し、「両替機専用カードご利用規定」を改定いたします。今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更・改定日

2025年4月1日（火）

2. 両替機利用手数料の改定

両替機利用手数料は、年間手数料からご利用ごとにお支払いいただく手数料体系に改定いたします。ご利用にあたりましては、利用申込書をご提出いただきます。

両替機利用手数料

(税込)

改定後		改定前	
1枚～10枚	1日1回	無料	
	2回目以降	400円	
11枚～500枚		年間	19,800円
501枚～1,000枚			
1,001枚～1,500枚			

- ・取扱枚数は、お客さまが両替機にてご指定された枚数を基準とします。
- ・1回の最大取扱枚数は1,500枚、かつ最大入金枚数は20枚です。

3. 両替機利用手数料の取扱い

両替機専用カードへの手数料分の入金を「チャージ」と呼びます。チャージ方法は両替機専用カードを両替機へ挿入のうえご入金いただきます。その際「領収書」を発行いたします。チャージ金額の単位は、1,000円/2,000円/5,000円/10,000円/20,000円で現金のみでのお取扱いとなります。

両替の際にお取扱い枚数に応じて、チャージ残高から所定の金額を差し引かせていただきます。両替の際は「ご利用明細」を発行いたします。

なお、両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

チャージ残高は、カードを紛失・盗難・損傷で再発行、または解約の場合を除き払戻はできませんのでご了承ください。

4. 「両替機専用カードご利用規定」の改定

両替機手数料の変更に伴い、「両替機専用カードご利用規定」を改定いたします。なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

改定内容

(下線部分を変更・追加)

新	旧
<p>1. 両替機専用カードの発行 <省略></p> <p>2. 専用カードの利用 <中略></p> <p>(4) 両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口にて専用カードをご提示下さい。<u>専用カード利用手数料</u>でお取扱いいたします。</p> <p><中略></p> <p>3. 利用手数料</p> <p>(1) 両替を行う前にご利用者が両替機に専用カードを挿入し、前払いで両替手数料のご入金（以下「チャージ」という）が必要になります。</p> <p>(2) 両替の際、お取扱枚数に応じてチャージ残高から当金庫所定の手数料が減算されます。</p> <p>(3) 上記方法によらない場合は、当金庫で定める方法により当金庫所定の手数料をいただきます。</p> <p>(4) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。</p> <p>4. 専用カードの紛失・盗難等 <中略></p> <p>(3) <u>チャージ残額は、当金庫所定の方法により届出いただく「指定口座」へ入金します。当金庫に保管している記録またはご利用履歴の記録に基づいた金額とします。</u></p> <p>5. 専用カードの譲渡・転貸等の禁止 <省略></p> <p>6. 利用期間 専用カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。<u>ご利用者または当金庫からの解約の申出がない限り、契約期間は1年継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</u></p> <p>7. 換金 <u>チャージ残額は、第4項および第8項を除き、払い戻しはできません。</u></p> <p>8. 解約</p> <p>(1) ご利用者、または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。</p> <p>(2) 以下の場合、当金庫の都合により解約いたします。 ・ご利用者が専用カードを譲渡・転貸・質入れ等不正に使用した場合 ・<u>利用手数料のお支払いがない場合</u> ・その他、相当の事由がある場合</p> <p>(3) 解約の際は、専用カードをご返却いただきます。</p> <p>(4) <u>チャージ残額は、当金庫所定の方法により届出いただく「指定口座」へ入金します。当金庫に保管している記録またはご利用履歴の記録に基づいた金額とします。</u></p> <p>9. 規定の変更等 <省略></p> <p style="text-align: right;">以 上 (2025年4月1日現在)</p>	<p>1. 両替機専用カードの発行 <省略></p> <p>2. 専用カードの利用 <中略></p> <p>(4) 両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口にて専用カードをご提示下さい。<u>故障時に限り、無料で両替をいたします。</u></p> <p><中略></p> <p>3. 専用カードの紛失・盗難等 <省略></p> <p>4. 専用カードの譲渡・転貸等の禁止<省略></p> <p>5. 利用期間</p> <p>(1) 専用カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。</p> <p>(2) <u>その後、当金庫所定の手数料をお支払いいただきますと、翌年3月末日まで引き続き専用カードをご使用できます。</u></p> <p>6. 利用手数料</p> <p>(1) <u>手数料は1年分を前払いするものとし、毎年4月10日（休日の場合は翌営業日）に、指定口座より引き落とします。なお、当初の手数料は、契約時に、契約日の属する月を1ヶ月としてその月から最初に到来する3月末日までの分を月割計算にてお支払いいただきます。</u></p> <p>(2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。<u>変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。</u></p> <p>7. 解約</p> <p>(1) ご利用者、または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。<u>契約期間中に解約手続きをとった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算にて返戻します。</u></p> <p>(2) 以下の場合、当金庫の都合により解約いたします。 ・<u>毎年5月末日までに利用手数料のお支払いがない場合</u> ・ご利用者が専用カードを譲渡・転貸・質入れ等不正に使用した場合 ・その他、相当の事由がある場合</p> <p>(3) 解約の際は、専用カードをご返却いただきます。</p> <p>8. 規定の変更等 <省略></p> <p style="text-align: right;">以 上 (2022年8月1日現在)</p>

以上